

優良村の概要

京都府

579

340



* 0009377000 *

0009377-000

579-340

優良村の概要 京都府

京都府内務部・編

京都府内務部

昭和4

AB1

京

都

府

優 良 村 の 概 要

昭 和 四 年 六 月

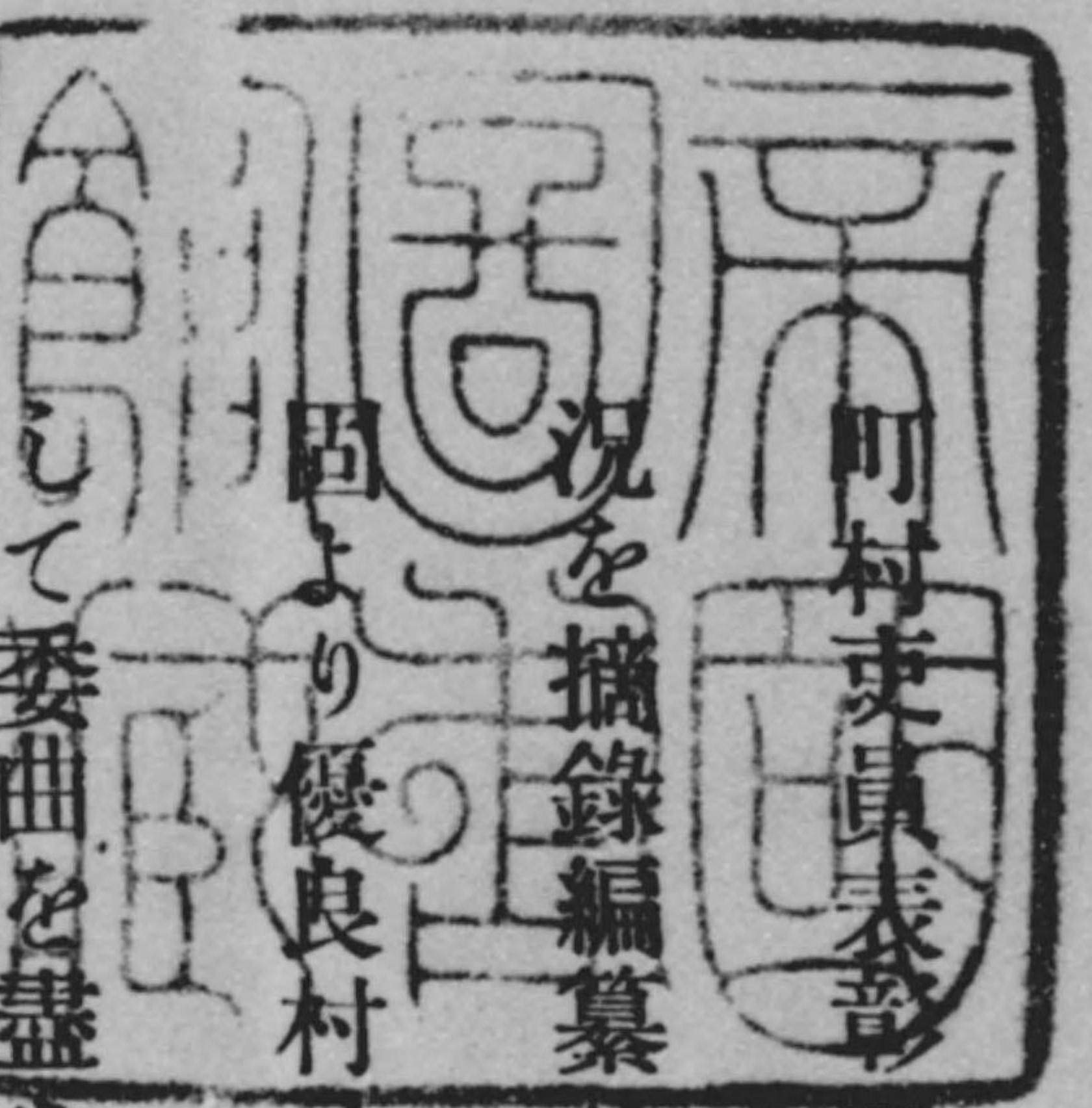
579-340

序

本書は自治當事者の参考に資する爲、今回發布せられたる「市町村及市

町村吏員表彰規程」に依り、第一次に表彰の榮譽を擔ひたる優良村の概

況を摘錄編纂せり。



固より優良村ご雖一長一短は免れざる處、況んや錄する處は其の一
じて委曲を盡さず、希くば本書に依りて概念を得、更に實地視察の上、

事績の詳細を究めらるるに於ては、自治の運營に資することご渺からざる
べきを信ず。



目 次

一、表 彰 狀 寫

二、何鹿郡志賀郷村

三、天田郡雲原村

(附)

市町村及市町村吏員表彰規程

(表彰状寫)

(各通)

何鹿郡志賀郷村

天田郡雲原村

協同輔睦相率キテ公共ノ事ニ竭シ整理經營共ニ見ルヘキモノ妙カラス仍テ
市町村及市町村吏員表彰規程ニ依リ自治旗並金壹百圓ヲ授與シ之ヲ表彰ス
今後一層其ノ實績ヲ舉ケムコトヲ望ム

昭和四年六月十一日

京都府知事從四位勳二等 大海原重義

何鹿郡志賀郷村

一、村の概要

本村は、何鹿郡の北隅に位し、僅に西南部を除くの外總て山を以て圍繞せらる、東部は東八

田村、西八田村に接し、南部は物部村、西北部は加佐郡に境す、篠田、犀の二川あり、面積

一、五七二方里、戸數七四六戸、人口三、六六七人を有す。

住民の大部分は農を以て生業とし、副業は養蠶頗る盛なり、村内志賀郷、向田、遅岫、別所、内久井、兩河内及西方の七大字に分れ、其の戸數七百有餘の多きを算するも、由來本村民は質朴勤勉にして隣保相助の美風を存し、特に近時社會教化の徹底は益々自治的精神を高め、相互克く協調偕和し、各種團體の振興と相俟て個人の生計豊に、渾然輯睦の村治を成せり。

二、部落有財産の統一と植林

本村區有財産は、從來大字志賀郷、向田、遅岫、別所、内久井、兩河内の各所有、西方の内、屋河内の所有及大字西方全區の所有に係るものと存せり、而して前七者は夙に大計を樹て

造林せる關係上、其の價值甚だしく増大せるに反し、後者は之が計劃實施の餘裕なかりし爲、兩者財産の價值甚しき差を生じ、之が統一の必要を叫びつゝも曾て其の成功を見ざりし所以なり、適々大正大禮記念として統一の議再び起るに當り、協議を重ねること數十回、而も容易に協定するに至らざりしが、條件付統一は將來に禍根を殘す所以なるを思ひ、當時識者は等しく絶對無條件統一を要望せり、即ち各協議互讓、遂にこの絶對的無條件統一を敢行し、茲に始めて多年希望せる一大事業の完成を見たり、當時無償提供の土地金員左の如し。

畑 八反八畝十二歩

山 林 二百三十九町五反二畝三歩

現 金 五千九百五十七圓

右の内金員は之を土木基金とし、不動產は概ね基本財產に編入したり、就中山林に就ては第一種地（村直營地）、第二種地（從來の慣行に依り使用せしむるもの）及第三種地（一般に賃貸せしむるもの）に細分管理し、第一種地の分に於て大正五年施業案を樹立し、爾來連年多額の費用を投じて植林せるが、統一以前に投じたる經費と合算するときは、其の費額實に三万圓にして其の植込數量左の如し。

赤 松 （天然造林）

三十一町九反歩

杉及扁柏

四十二万三千五百餘本

七十二町歩

櫟

六千七百本

四町二反歩

而して之が管理に付ては、毎年一戸二人の夫役を課し、村民の手入頗る懇切を極めしかば、百餘町歩の森林今や漸く鬱然として村東北部の渓谷を壓し、正に一大資源を形成せむとす。（因に昭和二年本府山林會より公有林野の整理經營共に優良の廉を以て表彰せられたり）

三、吏員及議員

吏員は、村長、助役（共に名譽職）收入役の外、書記四名及技手一名なり、其の在職年數一書記以外は概ね短しと雖、何れも眞摯精勤なる人物のみにて研究心に富める結果、役場事務は敏速適正に處理せられ、他の範とするに足るべきものあり。村會議員は定數十二名にして從來の選舉に際しても別に紛擾を見ず、極めて平穩裡に終了し、會議に當りても理事者との間頗る圓満に議事を進め、原案可決を其の例とせり。

村役場建物は、其の建設古くして間取亦不規則、狹隘の感なき能はず、爲に村民中には改築

促進の聲ありと雖、執務と會議に支障なき限り、強て改築の要なしとの理由の下に、小學校舍等重要な施設に力を注ぎつゝあり。

四、小學校と實業補習學校

小學校は、村の中央に在りて一村教化の中心を爲しつゝあれ共、校舎は明治四十年の建築に係り、其の後の兒童增加に伴ひ漸く狹隘を告ぐるに至りたるを以て、昭和二年度校地二千五百餘坪を加へ、校舍六百三十三坪を増築せり、之が經費六萬餘圓は、村財政の運用宜しきを得たると、篤志者の寄附多額に上りし結果、村民の負擔に格別の影響を與へずして之が完成を見たり。

學齡兒童の就學歩合及出席歩合共に良好にして、而も之が訓育は勞作に重きを置き、農村教育上有効なる施設を怠らざるを以て、其の成績見るべきものあり。實業補習教育は、小學校舍に於て之を施し、男子に對しては農繁期を除くの外晝間農業並公民教育等を施し、女子に對しては専任教員を置き、休日を除く晝間に於て農村主婦たるの實生活に適應せる教育を與へ、何れも相當の效果を收めつゝあり。

五、財政の状況

昭和四年度通常豫算の歲計總額は四一、六四二圓にして、歲入中稅收入二六、一七六圓、内重なるものは特別稅戶數割の一六、七〇七圓(一戸當二二圓七〇)なり、歲出中に於ては小學校費の一六、五四九圓を尤ごし(歲出總額の四割)、之に次ぐものは役場費の六、六六三圓なり。基本財產中の現金及有價證券並諸積立金等は、植林に其の主力を傾倒せると、小學校建築に際し之が繰入を爲したる結果、罹災救助資金二、六〇〇餘圓の外は他に見るべきものなし、然れども之が積戻完了の曉は、相當多額に達するは勿論なり。負債は、大正十四年度に於て旱害救濟資金として本府より五、〇〇〇圓の借入をなし、信用組合に轉貸せるものゝ外、昭和二年度小學校建築の爲に、二八、五〇〇圓を遞信省より借入れたるもの、其の一部は既に繰上げ償還を爲し、末済額一七、五六四圓なり。

六、納稅の成績

嘗て產業不振の當時は滯納者多く之が矯正は、村政上の癌として歷代理事者の等しく苦慮し

努力を傾注せし處なりしが、就中志賀覺兵衛、千原俊次の兩村長在職中、府、郡當局の獎勵に基き村内全部に亘り、四十九の納稅組合を設け之が活動を促すと共に、納稅獎勵規程を設定して獎勵金を交付し（年額目下二百圓）、他面極力納稅精神の啓培に努めたる結果、產業の振興に伴ひ漸次惡風を改善し、大正六年以降は國、府、村稅を通じて何れも納期内完納の實を擧げ、此の美風は正に一の習性として馴致せらるゝに至れり。（因に大阪稅務監督局長より國稅完納の故を以て屢次表彰を受けたり）

七、土木事業

本村の道路は僻陬の爲狹隘にして且坂路多く、之が改修は村民の多年要望せし處なり、去る大正八年之が改修の大計を企劃し、同年起工、爾來漸次工を挿め、既に一萬四百餘圓を投じて總延長二千三百五十九間の大改修を敢行せるが、目下改修中に屬する西方兩河内線及字向田觀音堂線の改修を待て當初の計劃は一先づ完了すべく、尙一面村内樞要路線は概ね府道に編入せられたるを以て、兩々相俟て交通網は廳て完成し、舊來の面目を一新するに至るべし。村の中央を南流する犀川は、大正十年の大洪水に於て堤防決潰せる爲、耕地約三十餘町歩を

流失して甚だしき損害を蒙りたるを以て、翌十一年より之が復舊に着手し、工費六千九百餘圓を投じて同十三年竣工せるが、其の個所十一ヶ所、總延長二百三十五間、橋梁二ヶ所に及び、其の設備は完全にして再び河水氾濫するも、慘害を防壓し得るに足るべし。

八、社會的施設

(1) 地方改善事業

融和親善に關しては、大正十三年七月村に於て親和會を設立し、精神的融和に資すると共に、道路の改修、共同井戸の新設、火葬場の設置、婦人參拜團の組織等各種の施設を講じたる結果、舉村和親、輯睦一致せり。

(2) 村公設產婆の設置

既往に於ける死産の多きと產婦の不衛生とに鑑み、明治四十二年より村に產婆を設置し、村内全部の妊娠に對し無料を以て診察を爲さしむると共に、助産及產後の攝生上に遺憾なからしむ。

(3) 火災互助組合及畜牛救濟組合

火災互助組合は、火災豫防に努むると共に、一朝罹災の場合相互救濟の目的を以て大正十二年一月組織せられ、現在六七九の組合員と一萬餘圓の積立金を存し、畜牛救濟組合は畜牛の獎勵と相互救濟の目的を以て大正八年組織せるものにして、現在組合員二百五十四名、積立金三千八百餘圓を有し、何れも相互共濟の美風を發揮せり。

(4) 貧困者の救助と罹災救助資金

貧困者に對しては、救助米代月額三圓を給與することとし、目下之を支給しつゝあるもの一名あり、尙一朝罹災の場合之が救助資金として目下二千六百餘圓の多額の資金を有し、尙毎年増蓄して不時に備ふ。

(5) 篠風申合規約

時勢の推移に鑑み舊來の弊風を矯正して永く醇朴の美風を維持作興する爲、大正九年篠風申合規約を設け、更に大正十三年には之が特約と其の實行方法を確立し、村内各種團體の役職員を協議員として之が督勵の衝に當らしめつつあり。

九、勵業の状況と産業諸團體

本村は米麥作の外、副業として蠶業及桑苗の生産を獎勵し、其の成績見るべきものあり、即ち蠶業は大正三年に於て飼育戸數四四八戸、桑園反別九六町歩、繭產額一万六千餘貫なりしが、昭和二年に於ては養蠶戸數四八五戸、桑園反別一七八町歩、繭產額三万八千餘貫を生産し、桑苗は大正十一年に於て十二万五千餘本のもの、昭和二年に於て二十三万八千餘本を生産し、廣く村外に販賣しつつあり、此の外副業としては、畜牛、養鷄、養鯉、竹林の栽培等の獎勵に對し、夫々獎勵施設を講すると共に、他面桑園反別增加に伴ふ米麥作地の縮少による生産の減少に對し、地方の增加と肥培の方法に依りて緩和すべく企圖しつつあり、尙字西方、志賀郷、向田、別所の個人有林野は土質の關係上禿山多く、爲に土砂流失、耕地の損害甚だしきを以て、大正二年以降一ヶ年二ヶ所宛荒廢地復舊工事を施設し來りたるが、復舊反別一町九反餘歩、工費二千九百餘圓にして、之が爲禿山は漸次面目を改め、大正十二年本府山林會長より賞せられたるが、尙昭和二年度以降毎年一万本宛山糧を配付して之が復舊に努めつつあり。

産業諸團體の主なるものは、産業組合、農會、蠶絲小組等にして、何れも全能率を發揮して遺憾なく活動しつつある結果、農村振興の實を擧げ、村民は比較的豊なる生活を爲しつつあ

(1) 有限責任志賀信用購買販賣利用組合

蠶業の振興に伴ひ、肥料蠶具等の購入を合理化する目的の下に、明治四十二年一月信用購買組合を組織せしが、當時信用事業は銀行の獨占する處にして、適々財界の不況に際會し、資金窮乏經營困難の状況に在りしが、当事者の努力と組合員の自覺に依りて協力一致組合を利用する結果、年と共に發達し、大正十二年には販賣利用事業及農業倉庫を兼營し、現在組合員七百十五名、五十万圓に垂んとする各種貯金を擁し、産業資金の貸付、日用品の販賣、荷物自動車の設備、各種恒久的貯金の獎勵、副業品の販賣等充分其の能率を擧げて組合員の産業並經濟の發達に資したるを以て、組合の經營は組合員に一層社會連帶の精神を與へ、村治の振興に寄與せし處鮮少ならず。(因に本組合は、大正九年には産業組合京都支會より、大正十四年には同中央會より表彰を受けたり)

(2) 村農會

明治二十四年創立し、爾來農事の指導獎勵を爲し、特に大正五年より專任技術員を設置し米麥の增收、畜產及副業の指導獎勵に當らしめつゝあり、副業としては桑苗の栽培、竹林

(3) 蠶絲小組

造林、畜產等の獎勵に意を用ひ、特に種子の交換及配布、肥料試驗田の設置、產價獎勵金交付、堆肥獎勵金交付、病蟲害驅除豫防、米收穫調查、農產物販賣斡旋等農事改良に努めた結果、大正九年府知事より、同十年には府農會より、表彰せられたり。

(4) 耕地整理組合

耕地の多くは水田にして一毛作なり、然るに夏季灌漑水缺乏の虞あるのみならず、耕地不整形にして耕作上労力を要すること大なりしが、之が改善の爲、大正四年より十年に至る間に於て六組合を設立し、總工費十五萬餘圓を投じて耕地百四十餘町歩、貯水池三ヶ所、井堰二ヶ所、河替一線を施行することせるが、既に其の大半は竣工し、全部成功の曉は

前記耕作上の支障を一掃し得る而已ならず、一毛田は二毛作地と化し、一層生産の増殖を見るに至らん。

十、教化團體の状況

(1) 青年團

明治三十二年の創立にして十二支部を置き、團員百餘名を有し、一、團體の尊嚴を自覺し忠孝の大義を發揮すること、二、立憲自治の思想を涵養し公民的修養に努むること、三、身心の鍛錬に努め質實剛健の氣風を作興すること、四、時勢に順應して修養を怠らず偕和共濟の實を擧ぐること、の四項を本團の綱領とし、團員の修養と團體的訓練に精進しつゝあり、即ち青年林の經營、修養會、講演會、講習會、辯論會、訓練會、義士會、娛樂會等の開催、團報の發行、各種競技會の開設、團員體格検査、登山、國民體操獎勵、圖書館の經營、實業補習學校生徒出席の督勵、團服の共同購入、團員共同作業、時間勵行の宣傳（昭和三年財團法人生活改善同盟會長より表彰）、道標の建設、衛生施設（大正十二年府知事より表彰）等、各種適切なる事業を行ひつつあるが、就中時間尊重の觀念厚く、思想穩健にして勤勉の美風に富めるは蓋し本村青年の特色なり。

(2) 婦人會及處女會

兩會共夫々其の目的の遂行に勤みつゝあるが、婦人會は元十箇最寄別に設立せるものを大正九年村に統一せるものにして、前村長北原與市氏の啓發指導に俟つ處尠からず、事業としては家庭の改善と簡易生活研究の爲、講習講話會を開き、實行決議事項の遂行、見學旅行、敬老會、善行者の表彰、矯風申合事業の實行、時間勵行の獎勵、現役軍人の慰問、衛生デー（毎月十三日）の勵行等婦德の修養と奉仕的事業を行ひつつあり。處女會は、明治三十五年設立せる女子同窓會を、大正九年處女會と改稱せるものにして、範を婦人會に採り講習、講話、研究會等の開催、運動會、遠足、見學旅行、看護、割烹、裁縫等の施設に依りて會員相互の修養と團體的訓練を爲しつつあり。

(3) 少年團

大正十一年學制頒布五十週年紀念日を以て創設、爾後之を繼續しつつあるが、現在之を十四最寄に分ち、一定の信條を掲げ、左側通行の勵行、火の用心及衛生デーの宣傳、勤勞デー（毎月十六日）の道路美化、神社境内の清掃等、各種の奉仕事業を競争的に行はしめ、兼て幼

時より自治的訓練に資すること、せり。

(4) 報德會

大正十四年村内十三最寄に於て夫々報德會を設立し、更に之を統合する村聯合報德會を設け、連絡相提携して知恩報德の大道を實踐しつつあり、即ち最寄報德會は、毎月例會日に會合して「君が代」合唱、教育勅語奉讀の後、實生活に即したる德目實行の諸問題を協議實行し以て、聖旨に添ひ奉らむことを期せり。

(5) 在郷軍人分會

明治三十七年本會を設立し、忠魂碑の建設、戰病死者の墓參、遺族の慰問、簡閱點呼、豫習教育、現役軍人家族會、軍人入退營奉告祭、武術寒稽古、招魂祭等諸事業の外各種團體と克く提携して活動しつつあり。

(6) 尚善會其の他

尚善會は善行美德を獎勵し、博愛慈善の思想を作興する爲、大正十年設立せるものにして、矯風中合規約に依る寄附を基金とし、戰病死者の遺族及廢兵の慰籍、生計困難なる現役兵家族の扶助、高齡者の待遇、貧民救助、罹災者救助等の事業を行へり。其他財團法人報德

大成社、大正積善社等の設けあり、之等は民風の改善と家道の振興を圖るを目的とし、夫々相當の成果を收む。

十一、衛生施設

傳染病豫防に關しては、何鹿傳染病院組合に加入して、萬一に備へ、一般に衛生思想を普及して之を未然に防止する爲には、毎月發行の村時報を利用して警告すると共に、時々講習、講話會を開催し、且毎月十三日を衛生デーと定め、少年團をして宣傳せしめ、又婦人會をして清潔整頓、日光消毒等を實行せしめ、衛生組合の活動と相俟つて之が十全を期し、小學兒童の健康増進の爲には寄生虫驅除に努め、又毎年村費百圓以上を投じて體育向上の積極的施設を講じつつあり。

(附記)

本村へは山陰線「綾部驛」下車、陸路三里餘、乗合自動車の便あり(賃金片道八十錢)、尙村内には旅館もあり

天田郡雲原村

一、村の概要

本村は天田郡の北部に位し、東南は金山村及三岳村、西は兵庫縣出石郡高橋村、北は與謝郡與謝村に境し、面積〇、九二方里、四面山岳を以て圍らる、三岳川及深山川ありて本村耕地を灌溉しつゝ、相合し東流して由良川に注ぐ。

本村には大字なく、處務の便宜上村内を八行政區に劃す、戸數一七四、人口八六〇にして、山間の僻村也。村内に府道福知山網野線貫通し、往時交通の開けざる當時は三丹交通の咽喉を扼し、人馬頻りに絡騒せり、即ち宮津藩は此處に檢番所を置きしこもありしが、後交通系統の變遷に伴ひ、頓に衰微してまた昔日の併を認めず。

住民は質實敦厚にして又剛健の氣風存す、概ね農を以て生業とし、副業として養蠶或は林業に從事する者多し。

明治二十七八年戰役後、經濟界の好況に伴ひ、投機的事業を試むるもの漸次多きを加へ、遂に明治四十年に至り雲原製糸株式會社を組織し事業を開始せしかども、後幾何もなく經營其の

宜敷を得ざりしと、突發せる糸價暴落の結果、同社は遂に同年八月破産し、之に關與せる村民は忽ち悲境に沈淪し、破産者續出して其の所有地は多く他村の者の有となり、村稅滯納者の漸増となれり。

この難局に際し、當時隣村の小學校長たりし現井上村長は、村民多數の輿望を負ひ迎へられて同年十一月村長に就職、爾來拮据經營して自治の進展向上を圖り、日夜奔走に寝食を忘れて勤儉力行を強調し、萎靡沈滯せる民心を鞭撻し、或は郡是製糸株式會社分工場の設置を斡旋して斯業の挽回策を講じ、蠶業を獎勵して個人經濟の回復を圖り、或は村財政の基礎を確立する爲、植林と基本財產造成の大計を樹立し、又は教育の振興、衛生の整備、產業組合の設置、風教の改善等々村治の開發に努めたる結果、爾來村勢は逐年進展向上し、和氣藹々、舉村恰も一家の如き理想郷を現出せり。

二、村吏員

村吏員は、村長、助役（共に名譽職）收入役、書記一名の外技手二名なり、何れも眞摯なる人物なるが、就中村長は資性温厚篤實德望厚く、在職實に二十有餘年の久しきに及び、村會の拘らず、役場事務良く整備せり。

意見を斥けて自ら薄遇に甘じ、一身一家を顧みず、燃ゆるが如き愛村心を以て專念村治に盡瘁しつゝあり、爲に治績大に舉り、村民の村長に對する恰も慈父を敬慕するものゝ如く、吏員亦此の感化を享けて勵精恪勤、日曜と雖出勤して事務に研讀努力せる結果、その少數なるに拘らず、役場事務良く整備せり。

役場廳舎は、大正九年八千餘圓を投じて改築せるものにして、其の外觀内容共に偉觀を呈せり。

因に同村長は大正十年京都府知事より、又昭和四年には全國町村長會長より、自治功勞者として表彰せられたり。

三、基本財產の造成と諸積立金

井上村長の就職するや、村財政の確立を期する爲には基本財產の造成を第一とし、其の方途は恒久的財源たる造林と、活用自在なる現金蓄積の二途に選び、前者の植林事業に關しては明治四十一年向後十五ヶ年間に於て約百餘町歩の人工造林をなし、六十年後に至りて年々約二町歩の輪伐を行ふ豫定を以て其の計劃を遂行し、去る大正十四年之を完了せるが、其の造

林面積百八町九反歩、植込本數杉扁柏等三二六、七〇〇本の多きに達せし而已ならず、他に四十八町歩の天然造林を施業して一大資源を完成せり。

現金の蓄積に關しては、同年經常費の全額は財産收入を以て支辨するの計劃を樹て、基本財產蓄積條例並同管理規程を設定し、既往の財產一、五八一圓を基本とし、明治四十一年度より年々之を蓄積し、更に大正五年時勢の進運に伴ふ地方費の膨張に鑑み、其の蓄積年限を延長し、昭和五十一年迄には全額十七萬餘圓蓄積の計劃の下に爾後銳意萬障を排して造成に努めたる結果、現在其の額一八、八三六圓餘に達し、之が當初蓄積豫定額に比すれば昭和三年度に於て實に六千餘圓の超過蓄積となり、兩々相俟つて村民幸福の源泉は涵養せられつゝあり。

此の外特別基本財產、罹災救助資金、備荒積立金、村吏員退職死亡給與金、村道修繕費積立金、廳舍修繕積立金、青年指導教育基金積立金、等の蓄積にも亦意を用ひ、夫々規定を設けて現在之等を合して七千六百餘圓の蓄積を爲し、各種施設の基礎を爲しつゝあり。

四、財政の狀況

本村は一般會計及自作農獎勵資金特別會計の外、雲原、金山兩村學校組合事務を處理しつゝあるが、昭和四年度に於ける一般會計豫算は一〇、一三八圓にして、歲入總額中稅收入七、三〇五圓、內特別稅戶數割五、〇一〇圓（一戸當り平均二十九圓十三錢）なり又歲出中の主なるものは學校組合負擔金三、二五一圓にして、歲出總額の三割餘なり、之に次ぐものは役場費の三、〇一〇圓、基本財產造成費の一、二四一圓（財產收入）等なり。

五、納稅の成績

本村は二百戸に満たざる小村にして村稅の如き其の負擔比較的重く、従つて稅滯納の危險なしとせず、明治三十七八年頃より四十年前後に於ては其の弊特に甚しかりしかば、極力納稅義務尊重の觀念を普及徹底せしむると共に、他面村費の整理節約を行ひて負擔の輕減に努めたる結果、明治四十四年に至り全く此の弊を脱し、更に將來に備ふる爲同年より納稅組合を組織し、爾來十有九年間引續き、國、府、村稅共納期内完納の成績を示しつゝあり。

六、教育の狀況

本村小學校は元一村一校たりしも、明治三十九年以來隣村金山村字天座と學校組合を組織して小學校を設置し、校舎を新築せり、目下尋常高等を合せて六學級二百七十餘人の兒童在籍せるが、學齡兒童は不就學者一名の外は全部就學し、出席歩合又良好にして漸次成績向上しつゝあり。實業補習學校は明治四十四年設置せられ、現在二學級五十人を教育し、青年訓練所と共に夫々內容の充實を圖りつゝあり。

七、勵業の狀況と產業團體

本村の主要物產は米にして年收千五百石、繭四千貫、薪九千五百圓、木材四千八百圓、木炭四千四百圓等重なるものなり、副產物としては串柿、栗等を産す、而して米麥作の改良に關しては產米検査法の施行せられたる當時より農業技術員を置きて之が指導を爲さしめ、林業の發達を圖る爲には村有林四十六町歩を郡に提供して模範林の設置を乞ひ、之を範として植林の經營方法を改善し、或は畜牛獎勵規程を定めて斯業の振興を企圖し、獎勵金を交付して蠶業、林業、畜牛等を獎勵せる外、產業諸團體と連絡提携して改善發達に力を注ぎつゝあり。尙この他自作農獎勵の爲、大正十四年度に於て三千圓の資金を借入れ轉貸せり。

產業團體としては產業組合、農會、蠶糸小組、畜產小組等其の主なるものなり。產業組合は明治三十九年郡内他町村に率先して設立せるも、當時雲原製糸會社破綻の餘沫を受けて一大頓挫を來したり、爾來三年間貸付金の整理と組合員の訓練に主力を注ぎ、他面勤儉力行を強調せる結果、貯金は逐年増嵩を來し、事業は漸次進展して現在組合員數一八六名、出資額三、八六〇圓、各種貯金總額七萬餘圓に達するの盛況なり、今や組合は單なる信用事業のみならず、販賣購買及利用事業をも兼營し、組合員は組合を「組合員の組合」なる觀念の下に克く之を利用しつゝあり。村農會は技術員の設置、米麥作の改良、購買販賣の斡旋、特產物の獎勵副業品の增殖、土地改良、受講並視察獎勵、經濟調查等の諸事業を行ひ。畜產小組も亦技術員の設置、斃牛馬の飼養者救濟、優良產犢の獎勵、頭數增加獎勵、天引貯金等を爲さしめ、蠶糸小組は、優良蠶種の選定、共同購入、共同催青、桑葉の需給調節、生繭の共同販賣、桑園改良等を行ひ、各種團體共夫々其の目的の爲に努力し、相當の成績を求めつゝあり。

八、教化團體

(1) 青年團、處女會、婦人會、在鄉軍人分會

右各團體共、何れも自治的に活動して相當の事績を挙げつゝあるが、就中青年團は、在營兵留守宅労力援助を爲し、團員は團服を着し諸種の會合に出席、皇室に關する言を聞く時は姿勢を正す、本團として集合するときは絶対に禁酒、毎朝皇室に向ひて遙拜する等を申合必行事項として修養に努めたるを以て、協力切磋の觀るべきものありとし、大正九年本府教育會長より旌表を受けたり。

(2) 戸主會

村治の振興を期すべく明治四十五年之創設したるものにして、爾後毎年一回若は數回會合して、村政を周知せしめて戸主の自覺奮起を促し、又當年度の實行事項を協定して、村治の向上を圖ると共に、一面各自の修養と徳性の涵養に資しつゝあり。

(3) 公誠敬老會と相互修養會

公誠敬老會は大正九年教育勅語下賜三十年を紀念し、高齢者敬愛の目的を以て生れたるものにして、敬老の善風作興に資しつゝあり。相互修養會は、希望社發行の修養冊子を熟讀研究して、相互徳性の向上に勤めつゝあるものにして、現に七十餘名の會員を有す。

九、貯蓄の獎勵

村民は嘗て奢侈遊惰の弊に陥り、村内の土地の多くは他町村民の有に歸するが如き状況に在りしを以て、井上村長は就職と同時に勤儉貯蓄を獎勵してその弊風を除去し、右土地所有權の轉出を防止回復せしむべく、明治四十五年勤儉貯蓄組合を設け、日曜貯金、規約貯金、國勢調査記念貯金、講話記念貯金、立太子記念貯金、婦人會規約貯金、自作農免稅貯金、繭價調節貯金等各種貯金の種目を設け、之を役場に蒐集、毎月其の累計額を役場内に表示して獎勵の資に供しつゝあるが、就中日曜貯金の如きは毎週一錢以上を村内各戸に貯蓄せしめたるものにして、土地購入の場合に之を引出し使用せしむることせる爲、之に依つて村外に流出せる土地を概ね挽回し得たる而已ならず、尙現在額一万一千餘圓あり、他の諸貯蓄を合するときは現在額二万七千餘圓に達せり。

此の外、神社經營の資に充つる爲、年賀寄進、初穂供進等を基金として積立たるもの五千九百餘圓、佛閣基本金として累積せるもの亦二千八百餘圓ありて、之が爲他村に例を見るが如き神社寺院の營繕に困難に感するが如きことながらしめたり。

十、財團法人里仁會

本財團は大正十五年同村出身、西原龜三氏の寄附に依りて設立せられたるものにして、人材の養成、社會教化の翼賛に依りて地方自治の開發と地方福利の増進を補助する目的とし、十六町歩餘(實測)の山林と一萬餘圓の債券を基本として其の目的の遂行に備ふ。

(附記)

本村へは北ガ誠追「下天津驛」下車・陸路三里餘、乗合自動車の便あり(賃金片道八十錢)尙村内には旅館もあり

(附)

市町村及市町村吏員表彰規程

(昭和四年六月十一日
京都府訓令第三十八號)

第一條 市町村又ハ市町村吏員ニシテ左ノ各號ノ一一該當シ、他ノ模範トナスニ足ルベキモノハ、別ニ規定アルモノノ外本規程ニ依リ之ヲ表彰ス

一、郷黨相輔睦シ民風醇良ナル市町村ニシテ、事務ノ整理、事業ノ經營共ニ宜シキヲ得、其ノ治績顯著ナルモノ

二、市町村吏員ニシテ其ノ職務ニ精勵恪勤シ、克ク事務ノ整善、施設ノ經營ニ努メ又ハ多年勤績シ、其ノ功績顯著ナルモノ

第二條 市町村長ハ市町村吏員ニシテ前條第二號ニ該當スルモノアリト認ムルトキハ、隨時左ノ事項ヲ詳記シテ具申スベシ

- 一、住所、職業、位勳、氏名、生年月日
- 二、性質、品行、德望
- 三、他ノ模範トナルベキモノト認ムル事績

四、賞罰

五、履歴

六、其ノ他表彰ニ關シ必要ト認ムル事項

第三條 表彰ハ市町村ニ對シテハ自治旗ヲ授與シ、市町村吏員ニ對シテハ表彰狀ヲ授與ス、但シ金品ヲ併セテ授與スルコトアルベシ

第四條 表彰セラレタルモノニ付テハ爾後十年毎ニ其ノ事績ヲ調査シ、更ニ其ノ成績顯著ナルトキハ重ネテ之ヲ表彰シ、自治旗ニハ其ノ年號ヲ追記スルモノトス

第五條 表彰セラレタルモノノ事績ハ之ヲ公示ス

第六條 市町村ニ授與シタル自治旗ハ、市役所又ハ町村役場ニ保管シ、祝祭日、記念日、其ノ他總テ公ノ儀式又ハ會合ニ際シテハ之ヲ掲揚又ハ使用スルコトヲ得ルモノトス

第七條 表彰セラレタル市町村又ハ市町村吏員ニシテ、其ノ成績不良トナリ、又ハ不都合ノ所爲アリタルトキハ、其ノ自治旗又ハ表彰狀ヲ返納セシムルコトアルベシ

第八條 本規程ハ全部事務ノ爲ニ設ケタル町村組合及町村組合吏員ニ之ヲ準用ス

昭和四年六月十日印刷

昭和四年六月十一日發行


京都府内務部

京都市下立賣通小川東入

印刷者 中 西 勝 太 郎

京都市下立賣通小川東入

印刷所 中西印刷合名會社



579
340

